

地方議会議員年金制度見直し案等についての意見

平成 21 年 12 月 15 日 (火)

都道府県議会議員共済会

1. 地方議会議員年金制度を存続すべきである。その場合、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な会員が信頼できる制度として構築すべきである。

- ・意見照会の結果、存続を前提とした回答が 2/3 以上の多数である。
- ・給付水準の見直しに際しては、現役会員に比して高い水準にある既裁定者の給付水準を引き下げることにより、年金財政の安定化を図るほか、高額所得者の給付停止措置を更に強化すべきとの強い意見があった。

2. 存続する場合は、A案でやむを得ない。

- ・存続を前提とした回答の中では、A案でやむを得ないが多数である。

3. 廃止する場合の考え方を検討するとした意見も 1/4 程度あった。

なお、廃止する場合の考え方を検討する場合には、一時金は掛金総額の 64%を超える率を確保すべきである。

- ・64%では低すぎるという意見が多数である。
- ・あくまでも制度を維持・継続する前提で平成 14 年前までの 90%が、平成 15 年 72%、平成 19 年に 63%と引き下げられたのであり、基本的には、掛金総額の 90%返還を軸として考えるべきとの意見がある。

また、地方議会議員についても、例えば被用者年金と同様に基礎年金に上乘せの報酬比例部分とするなど新たな制度の創設を検討すべきである。